

(様式6)

判断基準が法令の定めにより言い尽くされている場合の当該法令の規定

処分基準（不利益処分関係）

法令名	愛媛県公害防止条例	根拠条項	55	資料番号	24	担当課	環境・ゼロカーボン推進課
				不利益処 分の種類		指定工場の許可の取消し	
愛媛県公害防止条例（昭和44年10月11日条例第23号）							
（許可の取消し）							
第55条 知事は、指定工場設置者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、第47条第1項又は第50条第1項の規定により受けた許可を取り消すことができる。							
（1）虚偽の申請により第47条第1項又は第50条第1項の規定による許可を受けたとき。							
（2）第53条の規定による一時停止の命令に従わないとき。							
（改善命令等）							
第53条 知事は、指定工場設置者が許容基準に適合しないばい煙を継続して排出するおそれがあると認めるとき、又は第48条第2項（第50条第2項において準用する場合を含む。）の規定により付された条件に違反しているときは、その者に対し、期限を定めて、ばい煙を発生する施設の構造若しくは使用の方法若しくはばい煙を発生する施設に係るばい煙の処理の方法の改善を命じ、又はばい煙の排出の一時停止を命ずることができる。							